

(会議録原本と一部異なる部分があります)

令和4年

第2回東栄町議会定例会

会 議 録

(第3日目)

令和4年6月16日(木)

令和4年第2回東栄町議会定例会 会議録

招集年月日 令和4年6月16日(木) 開会 午前10時00分
閉会 午前11時07分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

出席議員

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 村上孝治	副町長 伊藤克明
教育長 佐々木尚也	総務課長 伊藤太
税務課長 藤田智也	住民課長 伊藤仁寿
福祉課長 亀山和正	経済課長 佐々木豊
建設課長 原田経美	教育課長 青山章
医療センター事務長 前地忠和	

公務により欠席 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川 伸

出席議員の報告

- 日程第 1 承認第 5号 令和4年度東栄町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 2 承認第 6号 令和4年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3 承認第 7号 令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 承認第 8号 令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 委員長報告
- 日程第 6 議案第49号 東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 7 議案第50号 東栄町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 8 議案第52号 令和4年度東栄町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第53号 令和4年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第54号 令和4年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第55号 令和4年度東栄診療所特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会

議長（原田安生君）

ただ今の出席議員は8名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第2回東栄町議会定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にご配布した日程のとおりでございます。

追加上程

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第1、承認第5号「令和4年度東栄町一般会計補正予算第3号の専決処分の承認を求めることについて」、日程第2、承認第6号「令和4年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第2号の専決処分の承認を求めることについて」、日程第3、承認第7号「令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第1号の専決処分の承認を求めることについて」、日程第4、承認第8号「令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号の専決処分の承認を求めることについて」、日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続審査について、以上5案件が本日、追加提出されましたので、上程したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（「議長、異議あり」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

この4件の議案はですね、本日突然に提案されたものです。私はまだ内容を読んでさえいません。この場で提案されて、すぐに採決ということは、内容をよく理解出来ず大変議員として責任を果たせないものと考えます。臨時議会など別の方法もあるのではないかと思います。本日の提案採決に反対いたします。

議長（原田安生君）

はい、議案の提出に反対される方がみえます。それでは、ここで採決をとります。ただ今の5案件を本日提出することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、挙手多数です。よって5案件を追加することに決定いたしました。

承認第5号、承認第6号、承認第7号、承認第8号

議長（原田安生君）

続いてお諮りいたします。追加議案が提出されました承認第5号、承認第6号、承認第7号、承認第8号、以上4案件を一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

はい。御異議なしと認めます。よって4案件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、副町長」の声あり)

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは議案の説明をさせていただきます。議案の説明の前に今回の件についての御説明をさせていただきます。今回、承認をお願いいたします4会計の補正予算の専決処分につきましては、会計年度計画において、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計において、歳入が歳出に対し不足を生じましたが、地方自治法施行令第166条の2の規定により、翌年度歳入を繰上げて充用するものであります。なお、この措置は出納整理期間中に行わなければならないことから、5月31日付で専決処分をさせていただきますのものであります。今回このようなことが起きた原因につきましては、3月補正の際に、それぞれの会計を整理していく中で、繰越事業の財源を現年度分の予算の中で調整してしまったことにより、歳入に不足が生じてしまったことによる会計処理上のミスであります。しっかりと調整の方ができればよかったですものでございますので、そういったミスが起こしたことにつきましては、この場でお詫びを申し上げたいと思います。それでは、議案の説明をさせていただきます。

承認第5号、令和4年度東栄町一般会計補正予算第3号の専決処分の承認を求めることについて。それでは予算書の1ページをお願いします。専決第4号、令和4年度東栄町一般会計補正予算第3号について。続いて2ページをお願いします。今回の一般会計の補正は、歳入歳出それぞれ2,217万円を追加し、予算総額を42億442万5,000円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。6ページをお開きください。4款1項4目環境衛生費27節は、簡易水道特別会計の補正による増額です。5款1項8目農業集落排水事業費27節は、農業集落排水事業特別会計の補正による増額です。7款4項1目公共下水道費27節は、公共下水道事業特別会計の補正による増額です。次に、歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。今回の補正予算の財源については、19款繰越金を充当します。もう一度、議案の方にお戻りください。承認第6号、令和4年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第2号の専決処分の承認を求めることについて。予算書の5ページをお願いします。専決第5号、令和4年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第2号について。続いて6ページをお願いします。今回の簡易水道特別会計の補正は、歳入歳出それぞれ1,204万円を追加し、予算総額を3億3,339万5,000円とするものです。歳出からお願いします。予算説明書の14ページをお開きください。5款1項1目繰上充用金は、令和3年度会計について、会計年度計画において、歳入が歳出に対し不足を生じたことにより、令和4年度の歳入を繰上げて充用するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。12ページをお開きください。今回の補正予算の財源として、5款1項1目一般会計繰入金を充当するものです。もう一度議案の方にお戻りくださ

い。

承認第7号、令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第1号の専決処分の承認を求めることについて。予算書の9ページをお願いします。専決第6号、令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第1号について。続いて10ページをお願いします。今回の公共下水道事業特別会計の補正は、歳入歳出それぞれ943万円を追加し、予算総額を2億1,933万9,000円とするものです。歳出からお願いします。予算説明書の22ページをお開きください。4款1項1目繰上充用金は、令和3年度会計について会計年度計画において、歳入が歳出に対し不足を生じたことにより令和4年度の歳入を繰上げて充用するものです。次に、歳入の説明をさせていただきます。20ページをお開きください。今回の補正予算の財源として、4款1項1目一般会計繰入金を充当するものです。

承認第8号、令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号の専決処分の承認を求めることについて。予算書の13ページをお願いします。専決第7号、令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について。続いて14ページをお願いします。今回の農業集落排水事業特別会計の補正は、歳入歳出それぞれ70万円を追加し、予算総額を3,261万6,000円とするものです。歳出からお願いします。予算説明書の30ページをお開きください。3款1項1目繰上充用金は、令和3年度会計について、会計年度計画において、歳入が歳出に対し不足を生じたことにより令和4年度の歳入を繰上げて充用するものです。次に、歳入の説明をさせていただきます。28ページをお開きください。今回の補正予算の財源として、3款1項1目一般会計繰入金を充当するものです。以上で、専決処分に係る一般会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。初めに承認第5号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4番（山本典式君）

承認第5号についてということです。私が質問ちょっと確認したいのが、これ全般に渡ることですけども、私、議運でも言いましたように最終的にいって今回の措置については、規則違反とか、そういったルール違反ではないということで確認したいんですけど。それ一言お願いします。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

今回の措置につきましては、地方自治法 166 条の 2 項の規定によるということで、先ほど御説明させていただきましたが、166 条の 2 項においては、会計年度計画に至って、歳入歳出に不足する時は、翌年度の歳入を繰上げてこれを充てることができる。そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならないという規定に基づくものであります。これは会計年度独立の原則の例外の一つの規定として設けられているものであります。地方公共団体の決算におきましては、赤字決算が認められていないことに対応して、こういった措置が認められているということですのでよろしくお願いいたします。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。

（「議長、副町長、議長、7 番」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

訂正ですが今、自治法 166 条の 2 と言いましたが、自治法施行例の 166 条の 2 でありますので、よろしくお願いいたします。

（「議長、7 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7 番。

7 番（加藤彰男君）

説明あったんですけども、施行例の 166 条の 2 条のところの運用というふうなことが一つと、それからもう 1 点ですけども、決算という点で財政状況資料作成等を含めた時に県との関係も実務的にあるかと思うんですね。そういう点では、この部分は県との確認とか調整も含めてですね。それから施行に基づく 166 号 2 項ということで適用という理解でよろしいですか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

はい、決算におきましては今後調整した中で、特にそれぞれ会計について、特に三つの特別会計については、それぞれの決算統計というのがございますので、そこでこの件につきましても、しっかり明示がされて、そして県の方にも報告という形になろうかと思えます。よろしくお願いいたします。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。議会の初日の開会の直前にですね、副町長から、副町長からでしたかね、予算が足りなくなったので予備費で充当するという報告を受けました。その時にこの件が報告されなかったのはなぜかと私は疑問を持っております。議案が配付されたのは、私、議運のメンバーでない私にとっては、この議会が本日の議会の始まる直前でありました。9時25分に議会事務局長からお電話いただいて、追加議案が出ること、議運が開かれること報告されました。なぜ、今朝になったのかという点を伺いたいと思います。昨日、議案を配布することも可能だったのではないのでしょうか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

まず議案の初日に御報告させていただきました予備費との関係でございますが、予備費、あの件につきましては、歳出の予算が足りなくなったということで、一般会計であります。その場合は、歳出の要は支払うための予算を持ってくるために予備費を充用させていただくと、そういう措置は3月31日までなら出来ますので、それに、そういう措置をとらせていただいて支払いを済ましたというところです。今回の件につきましては、歳入の部分はですね、歳出について決算を調整している中で、そのことがわかったということでもあります。当然、議会の初日では、まだ判明しておりませんでした。この議会の会期中、それも最近になって、そのことが、調整した中でわかりまして、先ほども申し上げましたように、赤字決算ということは出来ませんので、その方法として繰上充用という形をですね、施策という措置をしました。議案が昨日配れなかったということでございますが、その額を確定するために、数字の方を調整しておりまして、そして急遽今回も議運を開かさせていただいて、上程することということをしていただきました。それと5月31日付の専決処分という形をとらせていただきますので、当然専決処分を行えば、その直近の議会に報告して承認を受けることが必要ですので、議会会期中でありますので、最終日、本日ですね、承認の議案を上程させていただいたと、そういうことがありますので、よろしく願います。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1 番（浅尾もと子君）

専決処分を町長が承認、決裁した日はいつか伺います。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

はい、専決処分そのものの日付は先ほど申しましたように5月31日遡らせていただいておりますが、町長の決裁をしてこれをするというふうにしたのは、昨日でございます。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1 番（浅尾もと子君）

最後であります。歳出の項目、節がですね、それぞれ、失礼。補償補填及び賠償金という節に入っております。どういう目的でこの繰上充用金が必要になったのか、それぞれ伺いたいと思います。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

必要になったのは先ほど説明したとおりでありまして、それぞれの会計で3月補正の時に繰越等の事業としての財源をしたのを見落として、現年度の予算の方の歳入として調整してしまったために、そこの現年度の歳入の方にその分が入らないものですから、その分が足らなくなって不足して、今回マイナスの決算となったということが原因ということですよ。

議長（原田安生君）

はい。他ありますか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

反対ですか。はい、原案に反対者の発言を許します。

1 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。本日の提案に反対の立場で討論いたします。まず何より、私が議案の内容を十分に理解する時間がなかったという点です。今朝9時25分に議会事務局長からお電話いただきまして、本日の追加上程を知らされました。議案の内容を知ったのは、この会議が始まる直前に資料の配付を受けた時であります。

（「討論を行ってください。」議長より発言あり）

本討論で反対の理由を申し上げております。私は、討論の準備本日の本会議最終日のために準備をしておりましたので、突然の御連絡を受けても、議会運営委員会を傍聴することも出来ませんでした。ですので議運の中で説明を受けた他の議員の皆さんと比べてこの議案に対する理解が遅れているものと考えます。直接二度説明を受けた皆さんとは違うという点であります。私は町会議員として議員の皆さんに十分説明が出来ない、自分で理解出来ないものを採決することは出来ないと考えます。東栄町議会の規則の先例集ではですね、先例11、開会3日前までに説明資料、提出議案を議長に送付すると、このように書かれております。このように直前に議案が出されれば、私は内容を調べることも、それが適法であるかどうかということ学ぶことも出来ないわけでありまして。今後このような方法は改めていただきたいと思っております。なぜなら会期というのは延長することも出来ますし、臨時議会などで対応して、議員の理解をするための時間を確保するというのも、町には当然に出来たわけでありまして。是非、民主主義のプロセスである議会を大切にしていきたいと訴えまして反対いたします。

議長（原田安生君）

はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

賛成をいたします。ただ今、話が突然なされたということで、知らなかったというような話ですが、私も議運に入っておりませんので、知らないのは浅尾議員と同様、私も議運のメンバーではありません。しかし、この内容は一般会計から特別会計に繰り出して特別会計の費用が足らなくなった。だからそれを言ってみればヒューマンエラー、うっかりミスをしてしまったので、法に基づいて訂正するという事です。内容的には、それは2日も3日も前に見なくても、小中学生でも分かるような足し算、引き算であります。内容的にはこんなに全く難しいものではありません。しかも、この数字というのは、議員にも大いに責任があると思っております。先ほど、副町長が執行部を代表して謝っておりましたが、申し訳なかったというふうに謝っておりましたが、この提案された議会の議員というのは、提案された議案を審議してチェックする能力がなくてはならないし、それをやってるはずなんです。この数字を見落としたというのは執行部だけではなくて、8人の議員が、それぞれみんなが見落としたんです。ですから、これは議員8人もそれぞれ責任があるはずなんです。本来なら、議長が議会を代表して、やっぱり住民に対して謝るべきではないのかなとこん

なふうに思います。そういう意味では、こういったうっかりミス、ヒューマンエラーを見つけた時には、法に基づいて、いかに速やかにスムーズに前に進めていくかということが必要ですので、このことについて私は賛成いたします。

議長（原田安生君）

はい、他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で討論を終わります。これより承認第5号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、挙手多数です。よって、承認第5号の件は承認されました。

次に、承認第6号の質疑を行います。歳入、歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

先ほどの森田議員の討論における指摘によってですね、是非、後学のために教えていただきたいんですが、今回の補正予算の内容についてですね、8人の議員が見落としたということがあるのかどうか、どうしたら議員はこの内容について事前を知ることが出来たでしょうか。勉強によってそれが出来たかどうか、教えてください。

議長（原田安生君）

今も言うように、質疑ではない。

（「執行部に伺っています」の声あり）

執行部ではその質疑は、当てはまりませんので、それは執行部に対しての質疑ではないですね。議員がどうのこうのっていう話は、執行部に対して質疑ができる問題ではありません。

（「私たちが事前にどうやったら知りえたかという質問です」の声あり）

ですから、決算しているので決算書なり今までの補正予算だとか、そういうものの見落としがあるんじゃないかという、そういう話でありますので、その辺はわかりますよね。

（「見落としがないようにどうしたらよいか」の声あり。）

それは自分で考えてもらわないとしようがないじゃないですか。

（「進行」の声あり）

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

先ほどの質疑の続きなんですけれども、補正予算説明書の15ページ補償補填及び賠償金

の中の繰上充用金 1,204 万円であります。副町長の先ほどの答弁では、この繰上充用金がですね補償補填及び賠償金といった性質でないということをしつかり確認出来ていなかったと思いますので、これは性質が全く違うものであるのか、お尋ねいたします。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

これは当然予算につきましては、節については、どういった節があるかというところは、決められております。ですから、それに基づきまして我々もしますが繰上充用金というのは、そういった中で、ここの 21 節で扱うということが取決めが決まっておりますので、そこでさせていただいております。ですから補償補填という名前ではありますが補填には補填です。翌年度の歳入をもって、3 年度の歳入歳出の不足分を補填するわけですから、そこにあるということで御理解いただければと思います。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

この節の説明の中の補填の内容であって、補償や賠償金とは無関係だという理解でよろしいでしょうか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

先ほど言ったとおりでございます。当然、節の名前はそう付いていても、それじゃ全て補償か補填かとか、そういうものではございませんので、ですから性質上ここに繰上充用金というのは、この節で取扱えということであります。それから意味合いとしては、補填という意味合いではないですかということで私は申し上げましたので、よろしく申し上げます。

議長（原田安生君）

はい、他ありますか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論ございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

反対ですか。はい、原案に反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子）

日本共産党の浅尾もと子です。本議案に反対いたします。理由は、承認第5号で述べたとおりであります。

議長（原田安生君）

はい、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

先ほども述べましたが、これは議員にもチェック機能を果たしていなかったという責任があります。どうやってチェックしたらいいのか、どうやってみたらいいのかっていうのは、これは議員がそれぞれ勉強すべきことです。議員それぞれにも全部責任がありますので一人一人、8人みんなに責任があるわけですので、ですから、責任を感じているかいなのか。これはもう他人事のように執行部が悪いような感覚で自分が悪くないような感覚ではとても収まる話じゃない。やっぱり議員の責任も、それぞれ自覚すべきということで、スムーズにこのことを執行できるように私は賛成いたします。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で討論を終わります。これより承認第6号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、挙手多数です。よって、承認第6号の件は承認されました。

次に、承認第7号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論ございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

反対ですか。はい、原案に反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。本議案に反対いたします。理由は、承認第5号で述べたとおりであります。

議長（原田安生君）

次に、賛成はいいですか。

（「はい」の声あり）

以上で討論を終わります。反対がありましたので、承認第7号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手多数です。よって、承認第7号の件は承認されました。

次に、承認第8号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論ございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

反対です。理由は、承認第5号で述べたとおりです。

議長（原田安生君）

はい、賛成者どうですか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

議員が反対する理由、議員の中で反対するというのは、議員はその責任を感じていない。議員としての責務を感じていないということです。これはとんでもない話だと思います。私は議員として責務を感じるべきで、速やかにことが執行できるように大賛成をいたします。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。

「なし」の声あり）

はい、以上で討論を終わります。これより承認第8号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、挙手多数です。よって、承認第8号の件は承認されました。

—— 委員長報告 ——

議長（原田安生君）

日程第5、委員長報告を行います。去る6月14日の本会議におきまして各委員会に付託しました案件に対する審査結果について、各委員長に報告を求めたいと思います。初めに総務経済委員長に報告を求めます。

（「議長、2番」の声あり）

はい、総務経済委員長。

総務経済委員長（伊藤紋次君）

それでは総務経済委員会の審査結果を、会議規則第39条の規定により報告いたします。本委員会には、議案第49号「東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について」、議案第50号「東栄町辺地総合整備計画の変更について」、議案第52号「令和4年度東栄町一般会計補正予算第2号について、関係分」、議案第54号「令和4年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第1号について」の4議案と陳情第9号、地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情、計5件が付託されました。6月14日の委員会審査の結果、議案第50号、第54号については、全会一致。議案第49号、議案第52号につきましては、賛成多数で原案どおり可決されました。また、陳情第9号の取扱いは、審査の結果、不採択となりました。なお、本委員会は、議員全員で構成され、執行部側も全員が出席しておりますので、質疑、討論及び採決につきましては省略させていただきます。以上で総務経済委員会の委員長報告を終わります。

議長（原田安生君）

総務経済委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で質疑を終わります。

次に、文教福祉委員長に報告を求めます。

（「議長、4番」の声あり）

はい、文教福祉委員長。

文教福祉委員長（山本典式君）

では文教福祉委員会の委員長報告をさせていただきます。会議規則第39条の規定により報告いたします。本委員会には、議案第52号「令和4年度東栄町一般会計補正予算第2号について、関係分」、議案第53号「令和4年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第1号について」、議案第55号「令和4年度東栄診療所特別会計補正予算第2号について」の3議案と、陳情第10号「福祉職員や保育で働く人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない福祉・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情」計4件が付託されました。6月14日の委員会審査の結果、議案第53号、55号については全会一致。議案第52号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。また、陳情第10号の取扱いは、審査の結果、不採択となりました。なお、本委員

会は、議員全員で構成され、執行部側も全員が出席していますので、質疑の詳細は省略させていただきます。以上で文教福祉委員会の委員長報告を終わります。

議長（原田安生君）

文教福祉委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

「なし」の声あり

はい、以上で質疑を打ち切ります。以上で、各委員会の委員長報告を終了します。

----- 議案第 4 9 号 -----

議長（原田安生君）

日程第 6、議案第 49 号「東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

反対ですか。はい、原案に反対者の発言を許します。

1 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。本議案に反対の立場で討論します。本計画は、昨年 4 月に施行された国の特別措置法に基づき、町が策定した計画を変更するものであります。すなわち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の目的、過疎地域に総合的かつ計画的な対策を実施するため地域の持続的発展を支援すること、もって人材の確保と育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正、美しく風格ある国土形成に寄与することを目的として町がつくった計画を変更するものであります。本計画に、さまざまな事業を位置づけることで、私は地方債、国庫補助、税制特例、交付金の充当など様々な恩恵が得られるものと考えております。しかしながら、今回、私が本議案に反対する理由は、この計画に盛り込まれた現在、三輪地区にある東栄医療センターの建物の解体の実現性が、担保されていないという理由からです。町は、今回の計画変更にあたって東栄医療センターと下川診療所の両施設について財源が確保でき次第解体していく方針であると明記しました。ところが、委員会の質疑では、町が施設を解体するために必要な費用の見積もりをとっておらず、概算事業費を示せないということがわかりました。平成 30 年 3 月に新築移転の方針を決めた東栄医療センター等基本構想・基本計画の策定から既に 4 年が経過しております。公共施設管理計画の個別施設計画の策定からも 1 年以上たっております。東栄町の場合、新築・移転・廃止だけを決めて、解体費用を検討しないまま、残った建物が、そのまま長らく放置されるということになりかねない。そういった悪循環に陥る計画ではないでしょうか。私が調べました青森県の大鰐町という自治体では、令和元年策定の大鰐町立診療所基本構想及び基本計画で 5,485 m²の大鰐病院を解体する概算費用としてアスベスト対策費を含む 3 億 2,900 万円の概算事業費を明記しております。東栄医療センターの延床

面積は4,746㎡で、大鰐町より小さい規模にはなりますけれども、医療センターの解体事業費は2020年の9月議会で森田議員の一般質問に町長が答弁しているとおりの費用がかかるということでもあります。一方、町は、今議会の補正予算案に旧東栄小学校などの解体準備としてアスベスト調査費用を盛り込みました。東栄医療センターが対象に含まれていないということは、将来、必ず解体するという町の方針を揺るがすものではないかと考えます。町は、令和8年度までに医療センターの解体を目指すと申しますが、現在の財政状況を鑑みた時、本当に出来るのか不安を持っております。今回、東栄医療センター、下川診療所の解体方針を過疎地域持続的発展計画に盛り込みましたが、このようなさんな方針では、三輪区の皆さん、土地を提供してこられた方、東栄病院を失う三輪地区の住民の皆さんに対する配慮を欠いているのではないかと考えます。このような計画を議決する前に住民に対する説明が必要だと訴えまして反対討論いたします。

議長（原田安生君）

はい、次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、3番」の声あり）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

議案第49号東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について賛成の立場で討論いたします。今回の東栄町過疎地域持続的発展計画の変更は、町道の改良、農道の復旧工事、橋梁の補修、簡易水道の配水布設工事、浄水場改修及び下水道長寿命化対策電気設備更新などであり全てが追加事業であります。住民が生活していくためのインフラ整備は必要不可欠な変更と考えます。また公共施設の変更に関しては、新しく目線を変え、一步前進した計画であり、また公共施設等総合管理計画などとの整合性もとれており、地過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、地域の自立に向け、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源などを活用した地域の活力の向上が表現された変更であります。計画を変更することはたやすいことではありませんが、職員が将来にわたり暮らし続けるまちを表現するための現れである。また、法律制定の趣旨どおりの計画変更であると判断し賛成します。

議長（原田安生君）

はい、他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。これより、議案第49号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、挙手多数です。よって、議案第49号の件は可決されました。

----- 議案第50号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第7、議案第50号「東栄町辺地総合整備計画の変更について」を議題といたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより、議案第50号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第52号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第8、議案第52号「令和4年度東栄町一般会計補正予算第2号について」を議題といたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。まず、反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。本議案に反対の立場で討論します。反対する理由の1点目は、町の公共施設の廃止、解体に向けた基準、計画性がわからないという点です。本議案には、アスベスト含有事前調査委託料724万9千円が含まれております。委員会の質疑では、公共施設を解体する前に必ず必要となったアスベスト調査の対象となる町の公共施設は、旧東栄小学校、青年の家、産業会館であることがわかりました。そのうち、旧東栄小学校の校舎については、来年度の解体を見込むという答弁でありました。私は、一部を除き耐震基準を満たしている旧東栄小学校が、なぜ優先的に解体されるのか疑問をもちました。その経緯と十分な理由が私にはわかりませんでした。町民の皆様も同じだと思います。なぜなら、私の地元である三輪では、東栄医療センターの建物また旧奈根小学校は耐震基準を満たしておらず、南海トラフ地震が起これば倒壊、損壊の恐れがあるものと考えております。解体の優先順位は耐震化が出来ている旧東栄小学校よりも高いものではないかと考えるものです。それだけではありません。町は、11月に移転するために廃止する現在の子育て支援センターの建物について、公共施設管理計画の個別施設計画で廃止（除却）と明記しながら、今議会では、これから借手を募集するような答弁がありました。率直に言って、こんな整合性のない計画、管理計画、施設計画があるかと疑問をもちました。このようにずさんな計画の委託事業に町が440万円もの公金を投じてきたということ問題だと指摘したいと思います。反対する理由の2つ目は、固定資産税の課税誤りの対応について町長の誠実さが見えないという問題であります。本議案には、固定資産税の過年度分の課税誤り306万4千円、さらに還付加算金39万6千円が含まれております。昨年の9月議

会に固定資産税を課することができない保安林指定された土地に対して誤って課税していた事例が報告されました。今回は同様の事例が他にもあったということが、愛知県から一覧表等の提供を受けて発覚したというものであります。今回返還対象となる固定資産税は、平成19年度から令和3年度まで対象者37名とのことです。町は、納税者と連絡をとり、今年8月までの返還を目指すと答弁しています。私は、質疑を通して、愛知県から届く保安林指定された土地の資料が、町が適切に保管されてこなかったことが原因だと理解しました。しかし私が、今回一番問題だと考えているのは、町がこの課税誤りの事案について、返還対象者以外に公表する考えがないということであり、議会への説明も口頭のみで、資料1枚示されなかったことも問題だと思います。昨年9月議会に報告された町民税の課税誤りについては、町自ら報道に情報提供し、回覧板にお詫びを掲載しています。私は、これはたいへん適切な対応だったと思っています。一方、同時期に報告された固定資産税の課税誤りは公表されませんでした。私は、このことが今回発覚した課税誤りを見つけることができなかつた原因になつたのではないかと考えます。町の説明では平成18年以前については調査がされていないということでもあります。今回、町がこの事案を公表することによって、納税者が自分の納税額を確認して、さらなる課税誤りを気づき知ることができ、町は課税誤りを発見して解決が早まるとそういった可能性があると思います。保安林指定土への課税誤りについては、全国で滋賀県高島市、京都府舞鶴市、埼玉県飯能市など起きております。問題は、その対応の仕方、首長の誠実さにあると考えます。埼玉県飯能市では、昨年明治45年から平成11年までの課税誤り65件について記者発表し、謝罪しております。公平、公正な徴税業務は、自治体業務の土台であります。今回の課税誤りの原因は、村上町政の責任ではありません。しかし町長は、今議会で自ら行政報告でも一般質問でも委員会でも、この課税誤りの問題の経過や原因、再発防止、謝罪をすることはありませんでした。いまこそ行政トップである村上町長に責任と誠意ある対応が求められていると思います。どんな問題でも原因を明らかにし、再発防止の取り組みを内外に示すことが、町民のみなさんの信頼回復につながると訴えまして、私の反対討論といたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、6番」の声あり）

6番（森田昭夫君）

私はこの議案に賛成いたします。まず、1番最初に反対の討論の中に出てきた、いわゆる解体の関係、これは、東栄小学校の取りあえず今回はアスベスト調査をする。こういったことが全て地域の住民とのいろいろな話し合い、それからいろんな状況、予算ばかりじゃなくて地域の事情や、町の事情、いろいろありますので、一概に新しいから古いものから順番に壊すだとか、そういったことではできるものではないんです。そんなこともわかんないのかなど、情けなく思います。そういった事情もあって、一遍にじゃあできるのかといったら、やっぱり予算の関係もありますからそんなことだってできるわけじゃな

い。だからそういったことは、順序、順を追って執行部がそのことを地域と相談しながら決めていくわけですので、その順で、今までどおり計画どおり進めていただければいいと思います。また、もう一つの問題で、税の問題。これはヒューマンエラーというのは、誰でもあります。うっかりミスというのは誰でもあります。絶対に二度としませんなんてことは、血も涙も通ってる人間であったら、言えるものではない。絶対ないように気をつけますということならあるわけですが、絶対にやらないということは出来ないわけです。ですから、こういったことが起きないようにこれからも頑張ってくださいだとは思いますが、ただ、ヒューマンエラーによって人をあやめたり、あるいは傷つけたりしたようなことがあった時にはやっぱりそれは法のもとで処罰をされるべきものですが、この問題は、誰か人を傷つけたとか、ケガをさせたとかいうものではない。となると言ってみればヒューマンエラーうっかりミスが起きたときには、日本の国は法治国家です。どっかの国のように 領主様が決めるあるいは、主席のような人がおって、全てを決めてしまうというようなこと違って、民主主義社会の法治国家の日本です。その日本で決められておるのが、こういったミスがあった時には、地方税法で5年間遡ってやりなさいということが決められていると思います。あるいは、民法では確か10年だと思います。10年に遡ってやりなさいというふうになっていると思います。それを今回の説明では、約15年でしたかね。15年まで遡って返還をすると。しかも、金利をつけてという話ですので、これは、現在の執行部の、ある意味全く誠意があるところ。できる限り、5年や10年ではなくて15年も遡ってできる限り正確な数字を出して、返還するというものですので、そういったミスが見つかった時には、いかに速やかに早く、そういった処理をしていくかということはずべきであるし、そういったことに、議会も協力すべきであるというふうに考え、私は、賛成いたします。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。これより、議案第52号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、挙手多数です。よって、議案第52号の件は可決されました。このまま、1時間経ちましたが続けます。

議案第53号

議長（原田安生君）

次に、日程第9、議案第53号「令和4年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第1号について」を議題といたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより、議案第53号を採決いたします。お諮りいたします。本

案は原案のとおり決するに、御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

議案第 54 号

議長 (原田安生君)

次に、日程第 10、議案第 54 号「令和 4 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 1 号について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「議長、1 番」の声あり)

1 番、反対ですか。はい、原案に反対者の発言を許します。

1 番 (浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もと子です。本議案に反対の立場で討論します。本予算案には、三輪簡易水道中継槽移転の移転補償 1,960 万円が含まれます。これは国道 151 号線、奈根工区改良工事の支障物となる中継槽の移転のために県から補償を受け、移転のための基本設計業務委託料に使われるものであります。さる 6 月 14 日、文教福祉委員会の終了後に愛知県のダム関連事業出張所の職員による国道 151 号線、奈根工区改良工事の事業変更についての説明会が行われました。説明会は、非公開でありました。県の説明によりますと、当該事業は、国道 473 号線、月バイパスのトンネル工事で発生した残土によって三輪区、奈根地内の国道 151 号線周辺を埋め立て、国道の急カーブをなだらかに改良するものであります。そして、月バイパスの残土量が予定していた 19 万 m³から 30 万 m³へと大幅に増加すること。そのうち当初 2.3 万 m³としていた要対策土 (重金属) が、30 万 m³の内、約 9 割あるという想定に変わったということ。さらには、その土を道路内部に封じ込める計画でありましたが、要対策土の増加により、封じ込める範囲が拡大しなくてはならなくなり、予定していた道路の形状を変更する必要が生じたというものであります。その結果、道路の形は少しカーブがきつくなる様に図面を見て私には見えませんでした。要対策土とは、自然由来のヒ素などの重金属を含み、汚染対策が必要とされる土壌であります。その土がですね埋設処理する事が適切かどうかというのはヒ素が含まれる度合いによって判断されるものであると思います。岐阜県山県市のように、東海環状線の工事残土を埋設する市の計画に対して、地元自治会が反対したことなどによって、埋設は撤回されたという例もございます。私は、埋設するということが適切かはですね、町がデータをよく検証して慎重に判断すべき事柄だと考えます。すなわち、この事業が町民生活や自然環境に悪影響を与えることがないのか。町は、県の事業だからといって県まかせにせず、町民の命と健康を守る立場で十分に検討する必要があると考えます。さらに、この変更に伴って、町の水道中継ポンプ槽、そして林業センターが支障物件として取り壊されることになるということも明らかになりました。林業センターは 1980 年代から多くの町民に活用されている施設であります。現在もチェンソーアートクラブやとうえい木の駅プロジェクトなどの民間団体が精力的に

使用されております。町によりますと、関係者への説明はこれからだといいます。関係者の同意のないまま、この関連予算を議会が議決することは拙速だと考えます。以上2点から、反対討論といたします。

議長（原田安生君）

はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、2番」の声あり）

はい、2番。

2番（伊藤紋次君）

14日の総務経済委員会で全会一致で可決されました第54号議案に対しまして反対の討論がございましたので、賛成討論を行います。議員は、14日の設楽ダム関連事業出張所の国道151号奈根工区計画変更の説明を聞いての翻意と思いますが、今回の工区変更の内容は、設楽ダム関連事業の国道473号バイパスのトンネル工事による発生残土量と要対策土いわゆる重金属の増加による、国道151号の線形変更と要対策土の封じ込め範囲の変更による計画変更であります。まず、1点目の151号線の線形変更であります。変更設計は現設計から少し南側に修正するものです。本郷トンネルから消防署に至る地域は、皆さんも記憶にあると思いますが、死亡事故、人身事故、物損事故等地元の人に関係する事故が多発している場所がございます。今回の変更により本郷トンネルから消防署への道路が更に緩やかになり、より交通安全、交通事故防止に寄与する変更と考えられます。これにより水道中継ポンプ施設と林業センターが支障物件となりますが、代替施設は建設して頂けますので、町及び水道利用者への不利益はないものと考えます。もう1点、要対策土の処理ですが、これは設楽ダム関連事業出張所は、岩小谷トンネルで設計、施工をした実績があり、対策は証明済みですので問題は無いと考えます。以上で、三輪簡易水道中継槽移転設計業務委託料を含む東栄町簡易水道特別会計補正予算第1号の賛成討論といたします。

議長（原田安生君）

はい、他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。これより、議案第54号の件を挙手により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、挙手多数でございます。よって、議案第54号の件は可決されました。

議案第55号

議長（原田安生君）

次に、日程第 11、議案第 55 号「令和 4 年度東栄町診療所特別会計補正予算第 2 号について」を議題といたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。討論なしと認めます。これより議案第 55 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。

継続審査

議長（原田安生君）

次に、日程第 12「議会運営委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。議会運営委員長から、次期定例会の会期日程等、議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第 73 条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。ここでお諮りいたします。申出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定しました。

閉 会

議長（原田安生君）

以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。会期中、皆様方のご協力に対しまして、厚くお礼を申し上げます。これをもちまして、令和 4 年第 2 回東栄町議会定例会を閉会いたします。

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長

署名議員

署名議員